

令和4年度ライフプランセミナー（第1期）

公務員賠償責任保険

一般財団法人埼玉県教職員互助会

子どもたちのために奮闘している先生方
いつもありがとうございます。

学校では日々いろいろなことが
起こりますよね。

中には、思いもよらないことで裁判と
なるような事例も・・・

実際に全国で起きた事例

- ▶ 市が、中学校でプールの給水栓を約2か月間、断続的に開けたままにしたことによる上下水道料金の損失額約348万円の半額を、担当教員、校長、教頭の3人に損害賠償として請求した。
- ▶ 職員が運動会の振替休日の給食を止めることを失念し、市から給食費を損害賠償として請求された。
- ▶ 高等学校の生徒が、隣のマンションにて喫煙し、タバコの吸い殻を放置した。住民が何度か高校に対応を求めたが、主たる生徒を特定できず、同様の現象が起き、住民が校長の職務怠慢として修理費等を訴えた。

- ▶ 日常の業務で起こりうる事故等に対し、備えられる対策は...
- ▶ 公務員賠償責任保険という公務員専用保険があります。
- ▶ 地方公共団体の教職員個人が教職員としての職務につき行った行為によって、法律上の損害賠償請求がなされたことで被る損害を補償します。

注) 保険の加入は任意です。

注) 所属長等への事故報告は、所属で定められた方法により
適切に行ってください。

国家賠償法について

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

- ▶ 条文のとおり、公務員がその職務を行う際、他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がその責任を負うことになっている。ただし、故意又は重大な過失があった時は、求償されることもある。
- ▶ さらに、公務員個人に対し民事訴訟を起こされた場合、国家賠償法が適用されないこともある。

互助会取扱い公務員賠償責任保険の安心ポイント

▶ 1 過去の公務に対する訴訟も対応

保険加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合も補償の対象となる。（ただし、加入日時点でご自身が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っている場合を除く。）

▶ 2 退職後も5年間補償

退職等により継続加入されない場合でも、保険契約満了まで中途解約等されなければ、保険期間終了日から5年以内に提起された訴訟（この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限る。）も補償の対象となる。

互助会取扱い公務員賠償責任保険の安心ポイント

- ▶ 3 いじめが原因となる損害賠償請求等に伴う争訟費用も補償対象
当互助会取扱いの公務員賠償責任保険では、いじめに起因する損害賠償請求等に伴う争訟費用を補償します。 (※)
※万が一、法律上の損害賠償金を負担することになった場合は、その損害についても対象となります。
- ▶ 4 団体割引が適用され保険料が割安
加入者が増えるほど団体割引が適用され、保険料が安くなる。
5%（加入者25人以上）から最大30%（加入者1万人以上）まで割引に。

募集案内

▶ 募集期間

令和4年7月15日（金）～令和4年9月9日（金）

▶ 保険期間

令和4年10月1日（午後4時）～令和5年10月1日（午後4時）

▶ 加入対象

地方公務員の身分を有する一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員

加入方法

- ▶ 互助会ホームページに掲載されているパンフレットや重要事項のご説明などをご覧いただき、保険内容を確認します。
- ▶ 互助会ホームページの加入申込票を印刷し、必要事項を記入します。
- ▶ 各所属でとりまとめの上、配布した返信用封筒にて福利課互助福祉担当に提出してください。

保険料の払込方法

▶ 県費支弁職員の方

1 1月の給与から1年分の保険料をまとめて控除します。

給与明細の「損害保険」欄でご確認ください。

(団体損害保険に加入されている方は、団体損害保険料と
公務員賠償責任保険料が合算されて表示されます。)

▶ 県費支弁職員ではない方

募集締切後、互助会から振込依頼書を送付するので、
納入期限までに払い込み手続きをお願いします。

(10月上旬に送付予定)

加入者証

- ▶ 加入者には、11月上旬に加入者証を所属所に送付します。
- ▶ 加入内容を御確認ください。

保険契約後

- ▶ 保険期間満了後、自動継続となります。
- ▶ 加入プランの変更・脱退を希望する場合は、募集期間内に加入申込票を提出してください。
- ▶ 退職や転出する場合は、保険期間満了日（10月1日）で自動脱退となりますので、手続きの必要はありません。

まとめ

～安心して公務に従事するために～

- ▶ 公務員は、その職務を行うに当たり、他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責を負う。ただし、職員に故意又は重大な過失があったときは、求償されることもある。（国家賠償法）
- ▶ また、公務員個人に対し訴訟を起こし、損害賠償請求する事例も発生している。
- ▶ 公務を行う際のリスクに対する備えの1つとして、公務員賠償責任保険がある。

公務員賠償責任保険の御相談・問い合わせ先

▶ 加入手続きについて

○福利課互助福祉担当（平日9：00～17：00）

TEL 048-830-6706

▶ 保険内容、事故受付等について

○公務員賠償責任保険専門代理店

有限会社梅商（平日9：00～17：00）

TEL 0120-764-167

○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（平日9：00～17：00）

TEL 048-855-5916

この資料は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「公務員賠償責任保険のご案内」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。